大阪市告示第1223号

計量法 (平成4年法律第51号) 第19条及び第21条の規定により特定計量器 (取引や 証明等に使用するはかり) の定期検査を実施する。

令和7年8月29日

大阪市長 横 山 英 幸

1 実施区域

生野区

2 対象となる特定計量器

質量計(ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもり)

3 検査の期日及び場所

令和7年

検査月日	曜日	検査場所	所在地
10月3日	金	小路小学校(北中門付近)	小路 2 丁目 24番 40号
10月6日	月	巽小学校(南東門付近)	巽中3丁目12番5号
10月8日	水	田島南小中一貫校(北東門付近)	田島5丁目23番7号
10月15日	水	義務教育学校生野未来学園(正門付近)	生野西3丁目5番40号
10月16日	木	義務教育学校生野未来学園(正門付近)	生野西3丁目5番40号
10月21日	火	生野区役所 (検診車用スペース)	勝山南3丁目1番19号
10月23日	木	北鶴橋小学校 (西門付近)	鶴橋3丁目4番50号
10月24日	金	北鶴橋小学校 (西門付近)	鶴橋3丁目4番50号

検査時間は各日、午前10時30分から午後3時まで

- ※車両を使用して検査対象となる特定計量器を検査会場へ持参する際は、会場近隣 の駐車場を利用されたい。
- ※検査場所周辺が車両通行禁止区域に指定されている場合もあるため、十分注意されたい。
- 4 検査が中止となる事項

検査月日当日の午前7時以降検査時間前に大阪管区気象台が大阪市内に「暴風警報」もしくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表されている場合は検査月 日当日の検査を中止する。

また、検査時間内において同警報が発表された場合は、発表時点から検査月日 当日の検査を中止する。

その他、定期検査を中止するときは、大阪市ホームページ等で掲載する。

5 実施する機関

大阪市指定定期検査機関 特定非営利活動法人大阪市計量協会

6 所在場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する場合、その他特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日までに大阪市港区田中3丁目1番126号「特定非営利活動法人大阪市計量協会」(電話06-6577-5884)まで問い合わされたい。

(経済戦略局計量検査所)